

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/23

最終更新日 2025/10/23

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025 年 10 月 1 日
国立大学法人名		国立大学法人豊橋技術科学大学
法人の長の氏名	更新あり	学長 若原 昭浩
問い合わせ先		監査室 (Tel:0532-44-6540 E-Mail:kansa@office.tut.ac.jp)
URL		https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/governance-code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 ○2025 年 6 月 27 日開催の 2025 年度第 2 回経営協議会において、令和 7 年度ガバナンス・コード全原則に係る対応進捗状況の確認及び令和 7 年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書への意見聴取を含んだ作成スケジュールの確認を行った。 ○2025 年 8 月 8 日に経営協議会委員に文書によるガバナンス・コードへの全適合状況の確認及び報告書素案に対して意見照会を行った。 ○2025 年 9 月 22 日に経営協議会委員及び監事等からの意見等を踏まえて修正したガバナンス・コードへの全適合状況及び報告書案について、経営協議会委員に報告（確認含む。） ○2025 年 10 月 14 日開催の監事が陪席する役員会において、報告書案の審議を経て、学長が決定し、10 月 23 日に公表。 【経営協議会委員からの総評等】 ○適合状況の記述は詳細かつ具体的になっており、今回修正等の必要は認めませんが、適応状況の公表は、大学と社会とのコミュニケーションの重要なチャンネルですので、今後全体としてできるだけ端的で見やすい記述を心がけていただけるといいと思います。 これまでは、すべてのコードについて遵守していること、あるいはどのように遵守しているのかを説明することを重視してきたと思いますが、そろそろ、遵守していること自体よりも、何らかの事情でコードが求める状態から乖離している現状が明らかになったときに、「なぜ乖離しているのか」「乖離している状況について大学としてどのように取り組んでいるのか」を説明することの方が重要になる段階に移ってきていると考えられます。今後は、このような観点から検討していただけるといいと思います。 ＜大学の対応状況＞ 本年度も見直しをしてきましたが、引き続き、社会の目線で端的で分かりやすい表現や分量に次年度以降、見直しをしていきます。 また、各原則の状況を点検し、乖離している状況になっている場合は、その状況を分析し、今後の実施予定等対応を示していきます。 ○全体としては、例年通り、各項目について、豊橋技科大の基本経営方針が明示されており、現状（達成度）も数値を含めて記載されていることから、わかり易くなっている。特に、各項目の達成度はほぼ満足できるレベルで達成できていること、今後の努力目標や改善方針なども具体的に表現されていることは評価できる。また、非財務情報と財務情報を組み合わせた「総合報告書」などは、組織としての展望を知る上で有用である。 ＜大学の対応状況＞ 統合報告書などにより、大学の展望をステークホルダー等にわかりやすく、示せるよう、引き続き、見直し等していきます。 ○ガバナンス・コード全体の状況はよく整っており問題ないとする。また、その実施状況においても適正に実施されていると認識している。

		【経営協議会委員からの各原則等の対応状況に対する意見及び当該意見に対する大学の対応状況等】＊公表原則事項以外含む。 【各原則全体】 ○ほとんどの事項について、適切に更新されているので、結構だと思います。今回更新がない事項について、今後も更新「無」の状態が続くような場合には、当該事項について更新が本当に必要ないか特に注意して確認していただきたいと思います。 また、原則から乖離している状況があれば、率直に認めて適合状況の記述を修正し、それについての大学としての考え方をていねいに説明する姿勢を今後とも維持していただけるといいと思います。 ＜大学の対応状況＞ 各原則の状況を点検し、乖離している状況になっている場合は、その状況を分析し、今後の実施予定等対応を示していきます。 ○原則等の事項についても、これまで同様、その意義・意味内容が明記されている。また、これらの原則を踏まえた対応状況や実施内容の説明は、大学の現状を理解する上で有効で、いずれも、特段の問題はないと考えられる。今後も豊橋技科大学の一層の発展に向けてしっかりと取り組みを進められることを期待したい。 【原則３－３－１】【補充原則３－３－１①】 ○学長候補者の選考方法の主な見直し内容について、「④公開所信表明を実施（学内有資格者からの公開質問状及び所信表明終了後に学内者からの意見聴取含む。）」とありますが、（ ）内について、以下ご確認願います。 ・公開所信表明前に学内有資格者から公開質問状を募集に加えて、学長候補者適任者から回答を行うことを追記するのが良い。 ・「・・・学内者からの意見聴取含む」の「意見聴取」は誤解を生むため、例えば「・・・意見を述べる機会を設けることを含む」のような表現が良いと思われる。 ＜大学の対応状況＞ ご意見を踏まえ、以下のとおり見直しました。 ④公開所信表明を実施（事前に募集した学内有資格者からの公開質問に対する学長候補適任者からの回答、及び所信表明終了後に学内者からの意見を述べる機会を設けることを含む。） 【原則１－３】【補足原則１－３④⑤】【原則１－４】【補足原則１－４①】 【補足原則２－１－１】【補足原則２－４－３①】【補足原則３－４－１①】 ○意味をより明確にした方がよいと思われる箇所、読み取りづらい箇所等があります。 ＜大学の対応状況＞ 上記に掲げる箇所を確認し、見直しました。
監事による確認	更新あり	【監事からの総評等】 ○監事としてこの一年（昨年９月からの、令和６年度・令和７年度の２期にわたる）の実態を現地現物で確認した上で、ガバナンス・コードにかかる適合状況を確認できた。 適合状況について、詳細に丁寧に説明され、適切なプロセスを経て確認されていること、適合の根拠も明確に示されている。 高い公共性が求められ、社会全体の発展に貢献することを責務として負っている国立大学法人ならではの、より良いガバナンス体制構築に向けて不断に経営を見直し精査、確認し改善していく PDCA サイクルを回していく良い契機として捉え取り組むことで、持続的・継続的な組織の成長に資すると期待している。 ＜大学の対応状況＞ PDCA サイクルによる、４つのステップにより持続的・継続的な改善を図っていきます。 ○全体としては適切に対応されているものと考えます。また、意思決定に関するプロセスも丁寧に記載されています。 将来ビジョン及び各種プランについては、その進捗状況を検証し、社会の大きな転換点における本学の将来について、学内外の多様な関係者の意見を聴きながら、将来ビジ

ョン並びに各種戦略・プラン及び戦略・中期目標・中期計画に反映させていくことを期待します。

社会情勢にかんがみ益々の工科系人材が求められるなか、本学が果たすべき役割はますます大きくなるものと考えます。その役割を果たすためにもステークホルダーと協創関係の構築は重要であり、そのためにも透明性の高い情報開示を行う必要があります。引き続き統合報告書などを活用し、開かれた大学としての姿勢を示していくことを望みます。

＜大学の対応状況＞

将来ビジョン及び各種プランは、自己点検評価の項目であり、検証し、次のステップに生かしていきます。また、統合報告書などにより、大学の展望をステークホルダー等にわかりやすく、示せるよう、引き続き、見直し等していきます。

【監事からの各原則等の対応状況に対する意見及び当該意見に対する大学の対応状況等】＊公表原則事項以外含む。

【各原則全体】

○各関係部門の構成員がガバナンス・コード適合状況の点検を通じて、大学の持続的成長のために教育研究の質の更なる高度化について深く考える機会となっていることを期待する。と同時に、透明性や社会に対する説明責任の視点からも、強固なガバナンス体制を築くとともに、そのことを多様な関係者に対して明らかにするため、本学の特色や学内事情に精通していないステークホルダーが一目で把握できるように記述し、豊橋技術科学大学ならではの特色あるミッションとの関連性を明確にする必要がある。

国立大学法人ならではの強靱なガバナンス体制のもとで、成果とコストを意識した戦略的な法人経営を行い、社会の変容に対応し PDCA サイクルを実行し不断に改善し続け、国立大学法人ならではの教育・研究・社会貢献機能をいっそう高めることで、広く社会の多様な関係者からのさらなる信頼と理解・支持を得て、社会に対する説明責任を果たしていくことを期待する。

＜大学の対応状況＞

本年度も見直しをしてきましたが、引き続き、社会の目線で端的で分かりやすい表現や分量に次年度以降、見直しをしていきます。

【原則 1－1】

○十分な内容であると思います。今後、具体的なビジョン策定、目標設定、その実現のための戦略などについて学外有識者によるアドバイザー会議のほか、より多様なステークホルダーの視点を取り入れられることを期待します。

＜大学の対応状況＞

経営協議会学外委員、学外有識者によるアドバイザー会議の他、多様なステークホルダーの視点を取り入れるよう対応していきます。

【補充原則 1－3⑥】

○総合的な人事方針に基づき、その目標・達成状況等については具体的なロードマップを策定するとともに、その施策の検証等を行い、目標未達成事項に関しては原因の分析、達成事項に関しては目標値の見直しの要否を含む検討を期待します。

＜大学の対応状況＞

人事委員会において、具体の状況について、引き続き、フォローアップしていき、状況によって見直し等も含めて対応していきます。

【補充原則 4－1②】

○本学に進学を検討する学生がその将来を明確にイメージできるよう、学生自身の成長実感が様々な形で可視化されることを期待します。また、卒業・修了予定者アンケートなどを活用し、より学生が自身の学びの成果を得られるような支援の改善・充実を期待します。

＜大学の対応状況＞

3ポリシーを基盤とする教育成果と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化した情報となるよう改善していきます。

		【補足原則 1-2④】【補足原則 1-4②】【補足原則 2-1-3】【補足原則 2-3-1】【補足原則 3-3-4】 ○意味をより明確にした方がよいと思われる箇所，読み取りづらい箇所等があります。 ＜大学の対応状況＞ 上記に掲げる箇所を確認し，見直しました。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コード実施状況】

☒当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学では、本学の設立の趣旨を踏まえ、これまでの実績と強み・特色を活かした更なる発展を期し、豊橋技術科学大学(TUT)全構成員の道標として、基本理念、10の目標からなる「豊橋技術科学大学憲章」を、経営協議会等での審議を経て平成27年3月に策定し、公式ウェブサイトにて公表しています。 この「大学憲章」の理念と目標に基づき、令和4年度からの第4期中期目標期間においては、学長のリーダーシップのもと長期を見据えた「将来ビジョン」を、経営協議会（2回）、アドバイザー会議＊（1回）等において意見を聴いた上で、学長が決定し、それを進めるための技術科学戦略（15の重点戦略）と併せて公式ウェブサイトにて公表するとともに、第4期の国立大学法人豊橋技術科学大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）、中期目標を達成するための中期計画を、学内者に事前に意見を求め、経営協議会（7回）及びアドバイザー会議＊（1回）で意見を聴き、策定し、認可を経て、公式ウェブサイトにて公表しています。この「将来ビジョン」及び「中期目標・中期計画」を構成員が共有できるよう、全学教職員連絡会で説明するとともに、「将来ビジョン」については、ポスターを作成・掲示し、周知しています。 また、「国際戦略」についても、「将来ビジョン」と連動させて、学内関係会議等での審議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。 さらに、教育研究設備の戦略的整備・運用計画を定めた「教育研究設備マスタープラン」及びより良好な研究・学びの場、さらには脱炭素化に向けた施設・環境整備の指針を掲げた「キャンパスマスタープラン2022」を制定・公表し、「将来ビジョン」、「中期目標・中期計画」、「各戦略」等の達成を目指しています。 ■豊橋技術科学大学大学憲章・将来ビジョン（技術科学戦略（15の重点戦略）含む）、国際戦略、キャンパスマスタープラン https://www.tut.ac.jp/about/overview/charter/ ■第4期に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標） https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_moku202204.pdf ■目標を達成するための中期計画（第4期） https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_kei202204.pdf ■教育研究設備マスタープラン https://rac.tut.ac.jp/org03/files/facility_master_plan_2025.pdf ＊アドバイザー会議：本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者で構成し、本法人業務の重要事項について、学長の諮問に応じて助言又は提言を行う会議。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学アドバイザー会議規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=18#
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本学では、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、自主的・自律的な質の保証（内部質保証）を高め、絶えず改善・向上及び機能強化を図るため、平成31年3月に定めた（令和7年4月1日一部改正）「自己点検・評価の基本方針」により「自己点検・評価情報の公開」を規定し、公式ウェブサイトの「情報公開」のページにおいて、学校教育法及び国立大学法人法の法令の規定に基づく自己点検・評価の結果、及びそれを基に反映させた結果等を公表しています。 なお、国立大学法人法の改正により令和4年度から年度計画の文部科学大臣への届け出が廃止され、年度計画に対する業務の実績報告もなくなりましたが、本学では中期計画に対して年度ごとに自己評価し、公表しています。 ■自己点検・評価に関する基本方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=556# ■学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/index.html#anc01-7 ■中期目標・中期計画等及び法人評価について https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/gyomu-jisseki.html#anc01 ■学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関における認証評価等の結果 https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01-8 ■改善・向上状況報告書

		https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/2-3-1_R07.pdf ■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画に係る令和6年度年進捗状況（自己点検書） https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/2024jikohyokasho.pdf
補充原則 1－3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新なし	本学の経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、「国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則」により、国立大学法人法に定められた「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を、本法人独自の組織として法人の管理運営等に関する重要事項等を検討又は審議する機関として「戦略企画会議」を置き、「国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則」、「同経営協議会規則」、「同教育研究評議会規則」及び「同戦略企画会議規則」により、その権限と責任を明確化しています。また、理事・副学長等の職務は「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=1# ■国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=12# ■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=13# ■国立大学法人豊橋技術科学大学教育研究評議会規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=14# ■国立大学法人豊橋技術科学大学戦略企画会議規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=454# ■2025年度国立大学法人豊橋技術科学大学理事・副学長及び副学長等の職務分掌について https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=864#
補充原則 1－3 ⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	本学の総合的な人事方針については、年齢構成の適正化、定年退職者数等を踏まえた雇用の安定性と流動性の一定程度の両立、開学当初からの特徴である企業経験者教員の確保、若手教員、女性教員、外国人教員採用の推進、障がい者・高齢者の雇用促進等、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針「役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針」を策定し、公式ウェブサイトにて公表しています。 また、第4期中期計画にこれらに関する人事計画等の策定を掲げるとともに、上記の基本方針に従い、第4期中期目標・中期計画期間中の人事計画等の取扱いとして「役員、教職員等の人材確保、総合的、中長期的な人員配置管理、人事計画等策定に関する取扱い」を策定し、公式ウェブサイトにて公表しています。 ■役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=791# ■役員、教職員等の人材確保、総合的、中長期的な人員配置管理、人事計画等策定に関する取扱い https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=794# ■第4期中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chumokuchukei202503.pdf
補充原則 1－3 ⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	本学の中期的な財務計画については、安定的な財政基盤を確立するため、第4期中期目標期間に係る財務基本方針を策定しています。第4期中期計画において、「安定的な財政基盤を確立するため、中長期の財務の基本方針を策定し、公的資金のほか、産業界等からの外部資金、寄付金等を含めた財務計画、資産運用計画を策定し、財源の多元化の促進、安定的な財政基盤をマネジメントする。」ことを掲げ、本取組に係る評価指標を設定するとともに、予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画を策定し、認可されています。これらについては、公式ウェブサイトにて公表しています。 なお、今後の資金運用計画については、令和5年度末に策定した「第4期中期目標・中期計画期間における資金運用計画（中期資金運用計画）」に基づき、令和7年度の資金運用計画を策定しています。中期資金運用計画は、我が国の金融経済情勢及び金融政策の動向並びに本学の財政状況を見極めながら、毎年度の資金運用策定時に、適宜、見直すこととしています。 ■中期目標期間中の財務の基本方針 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/zaimukihonhoshin.pdf ■第4期中期計画

		https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chumokuchukei202503.pdf ■第4期中期目標・中期計画期間における資金運用計画 *学内のみ ■令和7年度資金運用計画 *学内のみ
補充原則1-3⑥ (4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び 成果等(法人の活動 状況や資金の使用状 況等)	更新あり	本学の教育研究の費用及び成果等については、「財務諸表」、「決算報告書」、「事業報告書」、「統合報告書」により、各々を公式ウェブサイトにて公表しています。 「財務諸表」、「決算報告書」、「事業報告書」は、客観的数値等により事業年度における教育研究を含む全ての活動状況について、「統合報告書」は、本学の教育・研究・社会貢献活動等と経営・財務状況をわかりやすく公表するため、非財務情報と財務情報を組合せ、組織の展望について示しています。 「統合報告書」の財務情報には、学内における教育・研究に係るコストの見える化、活動状況や資金の使用状況等を過去5年間の推移や他大学財務指標との比較など、図表等を用いて多様なステークホルダーに対し分かりやすくまとめた内容になっています。 ■財務諸表：https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06zaimu.pdf ■決算報告書：https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06kessan.pdf ■事業報告書：https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06jigyoku.pdf ■統合報告書：https://www.tut.ac.jp/about/overview/tut-togo-report.html
補充原則1-4② 法人経営を担い 人材を計画的に育成 するための方針	更新あり	本学では、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」を定め、法人経営及び教学運営を担い得る人材(以下、「法人経営等人材」という。)を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成していくこととしています。 この方針により、経験を積んできた法人経営等人材として期待される教職員を、学長を補佐する特命理事、副学長、学長特別補佐として登用し、法人の管理運営等に関する重点事項等を検討又は審議する「戦略企画会議」の構成員として参画させています。 学長を補佐する特命理事は、学内外からの登用可能で任期は学長が定める期間、副学長は、理事又は教授からの登用、学長特別補佐は、教授又は特任教授(外部)からの登用で任期は2年とし、学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取組む機関の機構、センター、本部等(以下「本部等」という。)の要職にも就かせています。 その他、学長の命を受けて、本学の管理運営に関する重要事項について従事する学長補佐については、教授又は准教授からの登用で任期は2年とし、若手の登用も可能としています。 事務職員の管理職等について、24の合議体(本部等、委員会等)の構成員として参画させるとともに、戦略企画会議に陪席させています。 また、国立大学協会等が実施するトップマネジメント研修や、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ等への副学長・学長特別補佐クラスの職員の研修計画を作成し実行しており、内閣府の科学技術政策フェローへの派遣も行ってきました。 「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」は、公式ウェブサイトにて公表しています。 これらの実現状況については、人事委員会がフォローアップをし、その状況を役員会に報告しています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=736# ■国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命等規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=821# ■豊橋技術科学大学副学長選考規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=170# ■豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=413# ■豊橋技術科学大学学長補佐選考規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=171#
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	本学では、「国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則」により、国立大学法人法に定める「理事」及び本学独自の「特命理事」、「特任理事」を置くこと、「国立大学法人豊橋技術科学大学理事任命等規程」及び「国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命規程」等により理事及び特命理事等の基準及び資格を定め、「豊橋技術科学大学学則」により学校教育法に定める「副学長」の他「学長特別補佐」を置くこと、「豊橋技術科学大学副学長選考規程」及び「豊橋技術科学大

		学学長特別補佐選考規程」により資格を定めるとともに、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」により 法人経営及び教学運営に必要な能力を、「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」により職務分掌を、定め、公表し、経営及び教学運営を担う人材を適材・適所に、配置しています。 本学では、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」（以下「方針」という。）を、役員会の議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。また、この方針は、不断に見直しをしています。 現在は、この方針により、法人経営及び教学運営を担い得る人材を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成していくこととしています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=1# ■国立大学法人豊橋技術科学大学理事任命等規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=169# ■国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命等規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=821# ■豊橋技術科学大学学則（第8条） https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=2# ■豊橋技術科学大学副学長選考規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=170# ■豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=413# ■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=736# ■2025年度国立大学法人豊橋技術科学大学理事・副学長及び副学長等の職務分掌について https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=864# ■国立大学法人豊橋技術科学大学の役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=791#
補充原則2-2-1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		該当なし
原則2-3-1 役員会の議事録	更新あり	本学では、役員会は、重要事項について計画的かつ十分な検討・討議が行えるよう、毎月定例開催する他、隔週を基本に行う学長、理事等による打合せにおいて、重要事項等について十分な検討・討議を行ない、役員会として審議すべき事項に発展した場合は、当該事項について臨時の役員会として開催しています。また、開催方法についてもメールやオンラインも活用することで、適時かつ迅速に学長の意思決定を支え、法人の適正な経営に資する場として機能させています。 国立大学法人法に役員会の議を経ることが規定されている事項を「国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則」において、審議事項として定め、上記のとおり、適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事概要を公式ウェブサイトにて公表しています。 なお、実質的な議論等を行うための十分な討議時間の確保につながる「会議6原則」及び「会議、委員会等の効率化に関する指針」を、また、対面での会議開催が困難な場合、遠隔会議及び書面審議で開催できるよう「国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則」を定めています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=12# ■役員会情報 https://www.tut.ac.jp/about/yakuinkai.html ■会議6原則及び会議、委員会等の効率化に関する指針 学内限定

		■ 国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=732#
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	本学では、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」を定め、この方針において、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保すること、積極的に外部の経験を有する人材を選すること、どのような観点から外部有識者を求めているかを掲げています。 また、「国立大学法人豊橋技術科学大学の役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針」を定め、法人経営及び教学運営を担い得る理事等の人員配置管理の指針を定めています。 外部の経験を有する者として、本学の理事は、国立大学法人法の規定により3人で、必ず学外有識者を含んでいます。これまで理事の学外有識者は、企業経営に精通した人材として、地元商工会議所会頭である民間企業経営者、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材として、他の総合国立大学の理事経験者、高専校長経験者、財務戦略と大学運営に精通した人材として文部科学省及び他大学の幹部職員を歴任した者を登用してきました。現在は、女性で私立大学長経験者・企業の社外取締役、高専機構理事経験者、総合国立大学の幹部職員経験者を登用しています。 また、本学独自に設置した特任理事には、女性で高専機構理事・高専校長経験者を登用、本学独自に設置した特命理事（副学長兼務）2名及び副学長3名のうち、他の国立大学、高専経験者4名、学長特別補佐5名のうち2名は女性、そのうち1名は私立国際系大学経験者、1名は外国出身者、1名は高専経験者を充てています。 その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しています。 役員、副学長等の登用状況についても、公式ウェブサイトにて公表しています。 ■ 国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=736# ■ 役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=791# ■ 国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則（第5条の2、第7条の2、第13条の2） https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=1# ■ 役職員（2025年4月現在） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	本学では、経営協議会の学外委員は、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命しています。学外委員の選任に当たっては、その役割を踏まえて、大学に関し広くかつ高い識見を有する者であって、産業界、教育界、地方自治体、卒業生及び有識者等から人材を求め、本学の経営に対して様々な観点から意見が得られるよう令和3年7月に「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針」を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。令和6年1月には、本選考方針に、ダイバーシティの観点も考慮することを追記しています。 現在の学外委員は、本学学生の多数を占める国立高等専門学校を統括する国立高等専門学校機構理事長、設置形態を同じくする長岡技術科学大学理事、高等教育に精通した者（文部行政経験者・元私立大学学長）、本学の強みの分野に関わる高度な専門的知見や豊富な経験等を有する者（前東京工業大学学長、国立研究開発法人産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長）、本学設置場所の豊橋市の副市長、企業経営に関する知見と地域企業の声を聴くべく商工会議所役員（副会頭・企業社長）、同窓会長（企業役員）により構成しています。 また、学外委員がその役割を十分に果たせるよう令和3年7月に「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫」を定め、多くの委員に出席いただくため予め翌年度の開催日程を複数候補日の提示、会議開催日の一定期日前に資料の送付（資料に、審議ポイントを明らかにしたメモを併せて添付）、学外委員への事前説明等により、会議当日に十分な審議時間を確保するとともに、経営協議会審議事項に加え、その他本学が抱える課題などを（例えば、当該年度の取組（本学の強みとする分野における共創の場・研究拠点の確立等）、申請プログラムに対するアドバイスが得られるよう）可能な限り意見交換事項を設定して、本学に期待する事項を把握できるよう工夫を行っています。併せて、会議の運営にあたっては、「国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則」を定め、対面での会議開催が困難な場合、遠隔会議及び書面審議ができるよう工夫を行っています。

		双方とも、公式ウェブサイトにて公表しています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=13# ■経営協議会委員 https://www.tut.ac.jp/about/keieikyougikai.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=737# ■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=738# ■国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=732#
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考に当たっては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本法人における経営及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、選考の都度、学長選考・監察会議が学長選考基準を定め、選考手続及び日程を定め、学内に公示した上で学長選考・監察会議が主体的に選考を実施することとしています。 具体的には、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第6条及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準」により選考基準等を定め、この基準を踏まえ、「同学長選考等規程」第7条～第14条に基づき、学長監察・選考会議が学長候補者を選考、決定しています。 令和7年度から、意向調査（投票）を行うことなく、学長選考・監察会議がこれまでより、さらに主体的な選考を行うように学長候補者の選考の方法を見直し、現在、学長候補者の選考過程中です。 （主な見直し内容） ①学長選考・監察会議委員及び学長選考・監察会議委員を除く学内者有資格者（推薦者10名以上）から学長候補者を推薦 ②学長候補適任者の対象者5名以内を選出 ③一次面接を実施し、学長候補適任者3名以内を選出 ④公開所信表明を実施（事前に募集した学内者有資格者からの公開質問に対する学長候補適任者からの回答、及び所信表明終了後に学内者からの意見を述べる機会を設けることを含む。） ⑤二次面接を実施し、学長候補者を決定 なお、再任の審査における学長候補者の再任の可否の決定にあたっては、学長選考・監察会議が、当該学長と面接を行い、再任の可否を決定します。 学長選考基準の公表は、国立大学法人法第12条第7項に基づき、学長選考・監察会議で見直し後に直ちに公式ウェブサイトにて、選考結果、選考過程及び選考理由の公表については、国立大学法人法第12条第7項及び国立大学法人法施行規則第1の5に基づき、次期学長最終候補者の決定後、直ちに記者会見を行うとともに、公式ウェブサイトにて公表しています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程（第6条～第14条、第16条） https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=167# ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=662# ■「学長選考・監察会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新なし	学長の任期、再任については、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第3条、第4条及び第5条に基づき、学長が中期目標・中期計画期間の業務を計画し、遂行していく上で、中期目標・中期計画の開始の2年前が始点となるよう、学長の任期（再任含む）を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。 （学長の任期） 第3条 学長の任期は、本法人の運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施の期間を踏まえるものとする。 2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。 （学長が4年の任期満了後に再任されない場合の次の学長の任期） 第4条 前条第2項に規定する4年の任期満了後に当該学長が再任されない場合における次の学長の任期は、2年とする。 2 前項の2年の任期満了後における次の学長の任期は、前条第2項による。

		3 第1項の2年の任期を満了した学長は、引き続き前項の任期に就任することができる。この場合、第1項の就任以後、引き続き8年を超えて在任することはできない。 (学長が欠員となった場合の後任の学長の任期) 第5条 学長が任期満了の前に欠員となったときの後任者の任期は、第3条を踏まえ、学長選考・監察会議が別に定める。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=167# ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長が欠員となった場合の後任の学長の任期等に関する取扱いについて https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=661#
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	学長の解任については、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第17条及び第18条に基づき、解任の手続き等を定め、公表しています。 なお、学長の業務執行状況については、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則」第4条第2項及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて」により確認及び評価を行っています。 (解任の手続き) 第17条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 2 学長選考・監察会議は、学長の職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。 3 学長選考・監察会議は、国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則(平成16年4月1日通則第1号)第8条の2に規定する報告を受けたとき、又は学長が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。 (その他の学長解任の手続き) 第18条 学長選考・監察会議は、教授会から教育研究に関する事項について、前条第1項又は第2項に該当する意見が出されたときは、この意見を確認するものとする。 2 学長選考・監察会議は、前項の確認の結果、前条第1項又は第2項のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=167# ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=11# ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=663# ■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=1#
補充原則3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長の業務執行状況等については、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則」第4条第2項及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて」により、学長の業務執行状況の確認(毎年度1回)及び業績評価(学長就任から任期満了までの期間)を行い、学長選考・監察会議議長より業務執行状況の確認及び業績評価の結果を学長に通知し、事実誤認の確認期間を経た後、当該結果を公式ウェブサイトの「学長選考・監察会議」に係る公表事項にて、公表しています。 なお、任期満了前の令和6年5月に急逝した学長の業務執行状況の確認及び業績評価も行い、公表しています。また、現学長が令和7年1月に就任したこともあり、令和6年度における現学長の業務執行状況の確認については、令和7年度分と併せて行うこととしています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=11# ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=663# ■学長の業務執行状況の確認結果及び業績評価結果の通知並びに公表に関する取扱い

		https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=673# ■「学長選考・監察会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議の委員は、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則」第2条第1号により、経営協議会学外委員の中から5名を、また、同第2条第2号により、教育研究評議会評議員（学長を除く。）の中から5名を選出することを規定しています。 経営協議会学外委員は、経営協議会の学外委員の選考方針により選考され、大学に関する広く高い見識を有しており、全員が学長選考・監察会議委員として役割を担うことができます。令和6年度第1回経営協議会において、学長選考・監察会議委員について審議が行われ、学外委員7名の中から、委員の継続性、経験等を踏まえ、前年度まで学長選考・監察会議委員であった5名を互選により選出しました。 その後、令和6年度末をもって1名の学長選考・監察会議委員である経営協議会委員が任期満了となったため、令和7度第1回経営協議会において、後任の1名を互選により選出しました。 教育研究評議会評議員は、教育研究、社会貢献等において、高い知見と見識を有しており、学長選考・監察会議委員となれない学長を除き、全員が学長選考・監察会議委員として役割を担うことができます。令和6年度第1回教育研究評議会において、選出方法は投票による互選とすることとし、令和6年度第2回教育研究評議会にて投票を行い、5名を選出しました。 その後、令和6年5月に学長が急逝したことに伴い、後任の学長候補者を選考するにあたり、教育研究評議会から選出された1名の学長選考・監察会議委員が、学長候補適任者の候補者となり欠員が生じたため、令和6年度第2回教育研究評議会の投票結果をもとに、また、令和6年度末をもって1名の学長選考・監察会議委員である教育研究評議会評議員が退職したため、令和7年度第4回教育研究評議会において、投票による互選により、それぞれ選出しました。 学長選考・監察委員の選任方法、理由は、公式ウェブサイトの「「学長選考・監察会議」に係る公表事項」にて、公表しています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=11# ■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=737# ■経営協議会議事概要 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/keiei_01_240530.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/keiei_01_250529.pdf ■教育研究評議会議事概要 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202401.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202402.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202406.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202502.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202503.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202504.pdf ■「学長選考・監察会議」に係る公表事項（学長選考・監察会議委員名簿） https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	本学は工科系単科大学であり、学長のもと3理事体制により、教育と経営の一体的な運営の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することができる体制を維持できており、大学総括理事は設置していません。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学では、文部科学大臣認可の「国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書」第2条に「役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めること」及び第3条第1項～第3項に「内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備推進体制について決定すること」、「体制に基づきモニタリングを行うために必要な規程を整備すること」、「内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保すること」を規定するなど、本業務方法書に内部統制に関する基本事項を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。

		また、内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、役職員が内部統制システムの維持・向上と事業に関わる法令等を遵守し、業務の公正を確保するとともに、効率性・有効性を高めるため「国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針」を定め、その上で、内部統制推進のための体制整備として「内部統制推進体制等の取扱い」を定め、不断の見直しを図るとともに、公式ウェブサイトにて公表しています。 なお、引き続き、「内部統制推進体制等の取扱い」に規定する内部統制推進体制及び内部統制に関するモニタリング等の状況について検証し必要に応じて見直すとともに、業務方法書に規定する内部統制の実施状況について検証を行うこととしています。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/gyomuhouhousho20250401.pdf ■国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針 https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=433# ■内部統制推進体制等の取扱いについて https://www.tut.ac.jp/gakusoku/listall.html?rule=434#
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	本学では、本学の理念と目標を定めた「豊橋技術科学大学憲章」において、【情報公開・情報発信の目標】として、積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たすことを掲げています。 法令に基づく適切な情報公開として、国立大学法人法に基づく公表事項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に基づく情報及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況等を公式ウェブサイトに掲載しています。 また、本学の教育・研究・社会貢献活動等と経営、財務状況をわかりやすく公表するため、非財務情報と財務情報を組合せ、組織の展望を示した「統合報告書」を毎年度作成し、公式ウェブサイトに掲載しています。 法人情報、大学情報については、公式ウェブサイト、各種刊行物、SNS の他、プレスリリース（定例記者会見含む）、FM ラジオ番組、オープンキャンパス等、多様なツールを活用して積極的に発信するとともに、豊橋駅前に設置している「サテライト・オフィス」を活用して地域に教育研究情報、地域交流情報、リカレント教育情報、産学連携情報等を発信しています。 ■豊橋技術科学大学憲章 https://www.tut.ac.jp/about/docs/tut_charter_1.pdf ■情報公開 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/index.html ■統合報告書 https://www.tut.ac.jp/about/overview/tut-togo-report.html ■Facebook https://www.facebook.com/toyohashi.tech/ ■X https://x.com/toyohashi_tech ■FM ラジオ広報「天伯之城 ギカダイ」 https://www.tut.ac.jp/castle.html ■サテライト・オフィス https://www.sharen.tut.ac.jp/satellite/index.html
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	本学では、本学の理念と目標を定めた「豊橋技術科学大学憲章」において、【情報公開・情報発信の目標】として、「積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たすこと」を掲げています。 最新情報は公式ウェブサイト、定例記者会見等で発信するとともに、上記原則４－１に記載したとおり、法人情報、大学情報については、公式ウェブサイト、各種刊行物、SNS の他、プレスリリース（定例記者会見含む）、FM ラジオ番組、オープンキャンパス等、多様なツールを活用して積極的に発信しています。 令和３年度にスマートフォンによる閲覧を考慮し、公式ウェブサイトをリニューアルしました。リニューアル前と同様にトップページのバナーに、「受験生・高専の方」「保護者の方」等を、また「訪問者別メニュー」を設け「受験生・高専の方」「学内の方」「企業・研究者の方」「卒業生の方」「保護者の方」「地域の方」とステークホルダー毎に分け、読み手が迷うことなく、適切な情報を即座に入手できるよう配慮しています。 大学概要、高校生向けパンフレット、高専生向けパンフレット、研究シーズ集等の刊行物の電子化を進め、公式ウェブサイトにて一覧形式にて掲載し、情報へのアクセスがより容易になるようにしています。 また、本学の教育・研究・社会貢献活動等と経営、財務状況をわかりやすく公表するため、非財務情報と財務情報を組合せ、組織の展望を示した「統合報告書」を毎年度作成し、公式ウェブサイトに掲載しています。

		■豊橋技術科学大学憲章 https://www.tut.ac.jp/about/docs/tut_charter_1.pdf ■公式ウェブサイトのトップページ https://www.tut.ac.jp/index.html ■本学の主な刊行物 https://www.tut.ac.jp/about/overview/books.html ■統合報告書 https://www.tut.ac.jp/about/overview/tut-togo-report.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画(12頁) https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chumokuchukei202503.pdf
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	本学では、学生がどのような教育成果を享受できたのかを示す情報として、次の情報を公式ウェブサイト等に掲載し、公表しています。 ・学生が大学で身につけることができる能力とその根拠 どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針である「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）と連動して、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を策定し・公表しています。 ・学生の満足度 毎年度卒業・修了予定者向けに「アンケート（卒業・修了生調査）」を実施し、集計結果を公表しています。また、毎年度「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を公表しています。学生の満足度に係るアンケート項目・内容は毎年度見直し・改善を行うとともに、調査結果等は随時更新・公表しています。 ・学生の進路状況 学部卒業生及び大学院（博士前期課程、博士後期課程）修了者の主な就職先や産業分類別就職状況について公表しています。 ・教育成果の検証 2022年度に実施した卒業生・修了生・就職企業先の教育成果に関するアンケート調査結果、2018年度～2022年度に実施した卒業・修了予定者アンケート調査結果を比較検証し改善方策及び改善計画を策定するとともに、分析結果は公表しています。 教育成果の公表全体の記載項目の充実化に向けて、教育戦略本部等において引き続き検討していくこととしています。 ■「学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表すべき教育研究活動等の状況」 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/education-info.html ■ポリシー https://www.tut.ac.jp/university/policy/ ■学生の満足度調査 卒業・修了予定者アンケート結果、卒業生・修了生・就職先企業アンケート結果 https://www.tut.ac.jp/university/survey-results.html * 2024年度卒業・修了予定者アンケートは近日公表予定。 2024年度授業評価アンケート実施結果 https://www.tut.ac.jp/university/assess.html ■卒業・修了者の進路状況 https://www.tut.ac.jp/student/career/ ■卒業・修了者の就職状況（産業分類別・職業分類別） https://www.tut.ac.jp/student/career/ ■卒業・修了者の就職先（採用2名以上の就職先） https://www.tut.ac.jp/student/career/

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	更新あり	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01 ○組織に関する情報 イ. 目的, 業務の概要及び国の施策との関係 - 基本理念等 https://www.tut.ac.jp/about/summary.html - 大学憲章等 https://www.tut.ac.jp/about/overview/charter/ - 業務の概要 https://www.tut.ac.jp/about/docs/gyoumugaiyou.pdf - 国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/gyomuhouhousho20250401.pdf - 国立大学法人豊橋技術科学大学の中期目標・中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_moku280301.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_moku202204.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_kei202204.pdf ロ. 組織の概要 - 役職員（役員の氏名, 役職, 任期及び経歴含む。） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html#anc02 - 役職員数（役員及び職員数） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html#anc06 - 組織図 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/2024soshikizu.pdf ハ. 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準並びに職員に対する報酬及び退職手当の支給基準 - 国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/140.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学役員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/141.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/106.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/142.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学年俸制適用職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/425.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学新年俸制適用職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/678.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学職員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/163.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学再雇用職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/107.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/108.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/109.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/410.html - 国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyuyo-kohyoR6.pdf ○業務に関する情報 イ. 事業報告書, 業務報告書等 - 国立大学法人豊橋技術科学大学の事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06jigyoyou.pdf - 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/R01hokoku.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/jisseki3end.pdf
--------------------------------	-------------	---

・ 第3期中期目標の達成状況報告書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/tassei3.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/tassei3end.pdf ロ. 業務に対する計画 ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chuki_kei202503.pdf ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の年度計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/R03nendokeikaku.pdf ハ. 契約に関する定め ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書（第30条） https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/gyomuhouhousho20250401.pdf ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学会計規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/316.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/333.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学政府調達事務取扱細則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/355.html 二. 法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法 ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学における授業料等に関する規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/361.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学情報公開取扱要項 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/94.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学個人情報開示請求等に関する取扱要項 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/97.html ○財務に関する情報 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/finance.html ・ 令和6事業年度の決算について https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06gaiyou.pdf ・ 令和6事業年度財務諸表等 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06zaimu.pdf ・ 令和6事業年度決算報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06kessan.pdf ・ 令和6事業年度事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R06jigyoku.pdf ○評価・監査に関する情報 https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01-5 イ 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果 https://www.tut.ac.jp/about/docs/28-01hyokakekka.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/1_3hyokakekka.pdf ロ 行政機関が行う政策評価の結果のうち本学に関する部分（該当なし） ハ 総務省による各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視結果のうち本学に関する部分（該当なし） 二 監事の意見 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/kansa.html#anc01 ホ 監査法人の監査結果 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/kansa.html#anc02 ヘ 会計検査院の検査報告のうち本学に関する部分（該当なし） ○本法人の出資又は拠出に係る法人等に関する基礎的な情報（該当なし） ■学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/jikohyouka.html ■学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関における認証評価等の結果

		https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/daigakuhyouka1.html ■学部等の設置に関する情報（設置計画、履行状況等） https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/setti.html ■学校教育法施行規則第 172 条の 2 規定に基づいて、公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html ■大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書 https://www.tut.ac.jp/student/support/docs/2025kikanyouken_daigakuhp2.pdf ■理事の任命及び解任 https://www.tut.ac.jp/about/ninmeikainin.html ■役員に就いている退職公務員等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/yakuintaisyoku_r61001.pdf ■国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/governance-code.html ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく情報の公表 https://equal.tut.ac.jp/data/ikukyuusyutoku.html ■調達情報 https://www.tut.ac.jp/about/procurement/index.html ■情報公開係情報（法人文書の開示請求） https://www.tut.ac.jp/about/jouhoukoukai.html ■個人情報保護関係情報 https://www.tut.ac.jp/about/kojinjyoho.html ■次世代育成支援対策推進法第 12 条第 5 項に基づく公表 ・次世代育成推進計画 https://equal.tut.ac.jp/mt_files/57e8da1125b547a8acf5f1934c311e909393e7dc.pdf ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条第 5 項に基づく公表 ・女性活躍推進行動計画 https://equal.tut.ac.jp/mt_files/shien_katsuyaku.pdf ■大学の教員等の任期に関する法律第 5 条に基づく公表 ・国立大学法人豊橋技術科学大学教員の任期に関する規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/176.html ■動物実験に関する情報 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/animal.html ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/453.html ■環境報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/environment.html
--	--	---